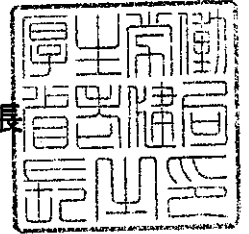


都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「老人休養ホームの設備運営について」等の一部改正について

老人休養ホーム等については、その設置運営要綱等が「老人休養ホームの設置運営について」(昭和40年4月5日社老第87号厚生省社会局長通知)等をもって通知されているところであるが、今般、老人休養ホーム等における衛生管理及び感染症等の対策について、適正に実施されるよう「老人休養ホームの設置運営について」等の一部を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

I 「老人休養ホームの設置運営について」の別紙3「老人休養ホーム管理基準」の一部改正

第2の5中「、伝染病」を削除し、同第2の7を同第2の8とし、同第2の5を同第2の7とし、同第2の4の次に次のように加える。

- 5 老人休養ホームは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。
- 6 老人休養ホームは、当該老人休養ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
なお、インフルエンザ対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、利用者への注意喚起等に努めること。

II 「老人憩の家の設置運営について」(昭和40年4月5日社老第88号厚生省社会局長通知)の別紙2「老人憩の家管理基準」の一部改正

別紙2の6を同別紙2の7とし、同別紙2の5を同別紙2の6とし、同別紙2の4の次に次のように加える。

- 5 老人憩の家は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。
- 6 老人憩の家は、当該老人憩の家において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
なお、インフルエンザ対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、利用者への注意喚起等に努めること。

III 「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日社老第17号厚生省社会局長通知)の別紙「軽費老人ホーム設置運営要綱」の一部改正

1 第2の6の(5)を同6の(6)とし、同6の(4)の次に次のように加える。

(5) 衛生管理等

- ① 軽費老人ホーム(A型)は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
 - ア 水道法(昭和32年法律第177号)の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。
 - イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。
- ② 軽費老人ホーム(A型)は、当該軽費老人ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。
 - ウ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。
 - エ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

2 第3の6の(5)の次に次のように加える。

(6) 衛生管理等

- ① 軽費老人ホーム(B型)は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

ア 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

② 軽費老人ホーム（B型）は、当該軽費老人ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

3 第4の7の（9）を同7の（10）とし、同7の（8）を同7の（9）とし、同7の（7）の次に次のように加える。

（8）衛生管理等

① ケアハウスは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

ア 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

② ケアハウスは、当該ケアハウスにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

ウ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。

エ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

IV 「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日社老第48号厚生省社会局長通知）の別紙1「老人福祉センター設置運営要綱」の一部改正

1 第2の5を同第2の6とし、同第2の4を同第2の5とし、同第2の3の次に次のように加える。

4 衛生管理等

- (1) 老人福祉センター（特A型）は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。また、常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うものとする。
- (2) 老人福祉センター（特A型）は、当該老人福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - ア 感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - イ 特にインフルエンザ対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
 - ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

2 第3の4を同第3の5とし、同第3の3の次に次のように加える。

4 衛生管理等

- (1) 老人福祉センター（A型）は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。また、常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うものとする。
- (2) 老人福祉センター（A型）は、当該老人福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - ア 感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - イ 特にインフルエンザ対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
 - ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

3 第4の4を同第4の5とし、同第4の3の次に次のように加える。

4 衛生管理等

- (1) 老人福祉センター（B型）は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。また、常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うものとする。
- (2) 老人福祉センター（B型）は、当該老人福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - ア 感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - イ 特にインフルエンザ対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
 - ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

V 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月30日老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知)の一部改正

第4の3の本文中「衛生管理」を「衛生管理等」に改め、同3の(1)中「水道法」を「水道法(昭和32年法律第177号)」に改め、同3の(2)及び(3)中「つねに」を「常に」に改め、同3の(3)の次に次のように加える。

- (4) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- (5) 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。
- (6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

VI 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知)の別紙「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱」の一部改正

10の次に次のように加える。

1.1 衛生管理等

- (1) 生活支援ハウスは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
 - ア 水道法(昭和32年法律第177号)の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。
 - イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。
- (2) 生活支援ハウスは、当該生活支援ハウスにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
 - イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
 - ウ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。
 - エ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。